

保護者各位

緊急連絡

2021. 8.26ほくぶ幼稚園

新型コロナウイルス感染症の園の対応について

ご存知のように、新型コロナウイルス感染症発生状況下で、熊本県は、保育施設でもクラスターが発生し、県リスクレベル5 厳戒警報が継続されています。
熊本市の小・中学校・高校は分散登校、オンライン授業が実施されます。
本園には、昨日熊本市より、『まん延等重点措置』期間の令和3年（2021年）8月30日から9月12日にかけて、可能な限り登園を控え、家庭での保育にご協力をいただくよう要請がありました。（保護者あて別紙1 保護者が働く事業所あて別紙2）

8月31日（火）に予定していました『緊急時、引き渡し訓練』も延期します。
また、3号認定の利用者負担額（保育料）については、一旦、保育料の納入をお願いし、欠席日数に応じて減額されます。詳細については、熊本市より、後日お知らせがある予定です。

園で徴収している1号認定・2号認定・満3歳児の給食費については、8月30日～9月12日に全日程、自粛いただいた方のみ、40%減額(1号3,900円・2号4,560円を減額徴収)致します。欠席日数での減額ができないことをご了承ください。

また、バス利用の方に関しては登園自粛期間中はバスの運行もありませんので、給食費と同様に40%減額いたします。(片道利用の方1,200円 往復利用の方1,800円を減額徴収いたします。)

尚、今後、『まん延防止等重点措置』が延長されたり、『緊急事態宣言』が発令された場合は、行政の指導に従いますのでご理解の程、宜しくお願い致します。

登園自粛についてアンケートにご協力をお願いします。

(別紙1)

保幼発第485号
令和3年(2021年)8月25日

保護者各位
(熊本市に在住の方)

熊本市長 大西 一史
(保育幼稚園課扱い)
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛要請について

日頃から本市の教育・保育行政に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

令和3年(2021年)8月17日付で政府による「まん延防止等重点措置」が延長され、対象期間は令和3年(2021年)9月12日までとされましたが、保育所等(※1)の対応については、国の方針に基づき、感染防止対策を徹底しつつ、市内の保育所等は原則開所としております。

しかしながら、現在、市内でも多くの新規感染者が確認されておりますことや「まん延防止等重点措置」が出された後も、園児の感染の増加傾向が続いていることを踏まえ、可能な限り登園を控え、家庭での保育にご協力をいただきますようお願いいたします。

※1 保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、
施設型給付幼稚園

1 対象者について

家庭で保育が可能な方

2 登園自粛要請期間について

令和3年(2021年)8月30日(月)～令和3年(2021年)9月12日(日)

【担当】熊本市保育幼稚園課

TEL : 096-328-2568

保幼発第 4 8 5 号

令和 3 年(2021 年) 8 月 25 日

事業主 様

熊本市長 大西 一史

(保 育 幼 稚 園 課 扱 い)

(公 印 省 略)

家庭での保育のための従業員の休暇の取得について (依頼)

日頃から本市の教育・保育行政に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

令和 3 年 (2021 年) 8 月 17 日付で政府による「まん延防止等重点措置」が延長され、対象期間は令和 3 年 (2021 年) 9 月 12 日までとされましたが、保育所等の対応については、国の方針に基づき、感染防止対策を徹底しつつ、市内の保育所等は原則開所としております。

しかしながら、現在、市内でも多くの新規感染者が確認されておりますことや「まん延防止等重点措置」が出された後も、園児の感染の増加傾向が続いていることから、本市において感染拡大防止対策を更に強化することが、収束に向けて重要であると考えております。

このような状況を踏まえ、保護者の皆様には、令和 3 年 (2021 年) 8 月 30 日から 9 月 12 日にかけて、可能な限り登園を控え、家庭での保育にご協力をいただくよう要請することといたしました。

この取り組みを推進させるためには、事業主の皆様のご協力が欠かせません。

感染拡大防止という趣旨をご理解いただき、テレワークの活用の促進及び従業員の方から、家庭での保育のため休暇取得の申請があった場合の特段の配慮について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先

熊本市健康福祉局 保育幼稚園課

電話：0 9 6－3 2 8－2 5 6 8